

# 11月は「労働保険適用促進強化期間」です。



**労働保険（労災保険・雇用保険）**は、原則として労働者を1人でも雇用すると、その事業主が法人事業であるか個人事業であるかを問わず、法律によって加入が義務付けられています。加入手続きがまだお済みでない事業主の方は、速やかに事業の所在地を管轄する**労働基準監督署・公共職業安定所**で手続きを行ってください。

備えよう、社員の万々に

## 労働保険

<問い合わせ先> 三重労働局総務部労働保険徴収室 (TEL 059-226-2100)または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所までお問い合わせください。

労働保険

検索

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>